

番 号：諮問第164号

答申日：令和元年9月11日

## 答 申

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において非開示とした部分のうち「筆界未定に関する調書」の「処理内容」欄の立会日について開示すべきであるが、その余について行った部分開示決定は妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年7月15日付けで別紙に記載の公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、別紙に記載のうち下線部についての公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し対象公文書を「地籍調査認証 平成16年度 岩出市船戸の一部地区」と特定し、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を次のとおり記載して、平成27年8月12日付け地政第04170002号の12で異議申立人に通知した。
  - (1) 開示しない部分
    - ア 工程検査成績表における実行機関である業者の工程管理者名
    - イ 筆界未定に関する調書における所有者間の処理内容（所有者の立会日等を含む。）
    - ウ 地籍測量総括表の個人名及び印影
    - エ 精度管理表の個人名及び印影
  - (2) 開示しない理由
    - 条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。（(1)

ア)

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。(1)イ、ウ及びエ)

3 異議申立人は、平成 27 年 8 月 19 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 4 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 なお、本件異議申立ての対象とはなっていないが、別紙に記載の下線部を除く部分について、実施機関は、別途非開示決定を行い、異議申立人に通知している。（諮問第 162 号として審議）

### 第 3 異議申立ての内容要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

(1) 公文書部分開示決定通知書では、開示しない部分は条例第 7 条第 2 号による個人に関する情報としているが、当該「岩出市からの認証請求書」は土地情報であり、個人情報ではない。

(2) 国土調査法規定に基づく公文書は個人情報では取り扱わず、国民に対する縦覧が為され公表している限り黒塗りを公表とは言わない。直ちに取消し、全部公表すべきである。

### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件開示請求について、対象公文書を「地籍調査認証 平成 16 年度 岩出市船戸の一部地区」と特定し、条例第 7 条第 2 号に該当する部分を非開示とする部分開示決定を行った。

まず、工程検査成績表における実行機関の「工程管理者名」について、地籍調査の各工程のうち、岩出市から業者に外注されている工程は、実行機関として業者名や代表者名とともに工程管理者名の記載がある。工程管理者は実行機関の社員であり、工程管理者名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため条例第 7 条第 2 号に該当する。

筆界未定に関する調書における所有者間の「処理内容」について、地籍調査では所有者等の立会により筆界に意見の相違があった場合は「筆界未定」となる。その地番や所有者氏名は登記所で閲覧が可能であるが、処理内容欄に記載した筆界未定に至る経緯は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第 7 条第 2 号に該当する。

なお、筆界未定の処理内容において所有者の立会日を非開示としたのは、処理内容欄に記載されている者以外にも立会人がいる場合が考えられ、立会日が開示されると相続人や代理人が近隣者等に判明してしまうおそれがあるからである。

地籍測量総括表における「担当責任者」及び精度管理表における「作業班長」と「主任技術者」の氏名及び印影について、岩出市から業者に外注されている測量工程は、作業機関名に業者名が記載されるとともに作業班長や主任技術者名の記載がある。この 2 名は実行機関の社員であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第 7 条第 2 号に該当する。

また、以下に説明するように、地籍調査の手続において一般の人の閲覧に供されるのは、原図・地籍簿案と成果であり、認証請求書は閲覧の対象とはなっていない。

#### [地籍調査の説明]

地籍調査では、事業実施主体が登記所地図（いわゆる公図）等を基礎として「調査図素図」を作成するとともに登記所の登記簿を基礎として「地籍調査票」を作成する。

次に事業実施主体は現地で所有権者等の立会により筆界の確認を行い、その結果を「地籍調査票」に記録し、署名押印をもらうとともに、「調査図素図」には確認した事項を図示する。（その図の名称は「調査図」となる。）

現地立会で確認した筆界を測量し、「調査図」から「原図」を作成し、地籍測定（面積を求めること）を終了したときは、「地籍調査票」をもとに「地籍簿案」を作成する。

「原図」と「地籍簿案」は一般の人の閲覧に供され、異議申立ての機会を経て「地籍図」と「地籍簿」という成果になる。(国土調査法(昭和26年法律第180号)第17条)

事業実施主体はこれら成果について県に認証を請求する。

認証者である県は、その成果に測量若しくは調査上の誤り又は政令で定める限度以上の誤差があるかどうかを国の検査規程に基づき検査する者であり、県の検査後は国の承認を得て認証を行い、成果は登記所へ送付される。

なお、事業実施主体は、成果の写しを保管し、一般の閲覧に供しなければならない。(国土調査法第21条)

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 対象公文書について

本件開示請求について、実施機関は、公文書を「地籍調査認証 平成16年度 岩出市船戸の一部地区」と特定し、部分開示決定を行ったものである。

実施機関は、非開示とした部分を条例第7条第2号に該当するとして、部分開示決定を行った本件処分を妥当としていることから、非開示情報該当性について検討する。

### 3 本件処分の妥当性について

条例第7条第2号本文では、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、原則として開示しない旨規定している。

ただし、同号ただし書アにおいては法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を、同号ただし書イにおいては人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を、同号ただし書ウにおいては当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を非開示情報から除いている。

よって、当審査会では、対象公文書についてインカメラ審理を行い、非開示とされた部分ごとに検討を行った。

(1) 第2の2(1)ア、ウ及びエについて

業者の担当者の氏名及び印影は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。

また、これらの情報については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、また、公務員等の職務遂行情報でもないことから、同号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

よって、条例第7条第2号に該当すると認められる。

(2) 第2の2(1)イについて

ア 「筆界未定に関する調書」の「処理内容」欄の立会日以外の部分について

個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。

また、これらの情報については、同号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

よって、条例第7条第2号に該当すると認められる。

イ 「筆界未定に関する調書」の「処理内容」欄の立会日について

実施機関は、立会日が開示されると相続人や代理人が近隣者等に判明してしまうおそれがあるとして、非開示とした旨説明する。しかし、情報公開制度における特定の個人の識別性の判断においては、原則として、一般人を基準とし、一般人が通常入手しうる情報との照合により、特定の個人を識別することが相当程度の確実性をもって可能と認められるか否かで判断するのが妥当である。そこで、一般人を基準に考えると、一般人が土地所有者としては登記されていない相続人や代理人の情報を取得することは困難であることから、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとはいえない。また、立会日が開示されることにより、個人の権利利益を害するおそれもない。よって、立会日は、条例第7条第2号に該当せず、開示すべきである。

なお、異議申立人は、認証請求書は「土地情報であり、個人情報はない」と主

張しているが、上述したとおり、認証請求書内に個人情報に該当する部分があり、「個人情報はない」とはいえない。

また、異議申立人は閲覧されているものを非開示とすることはおかしいとも主張しているが、実施機関の説明によると、地籍調査の手続において一般の人の閲覧に供されるのは、原図及び地籍簿案並びに成果であり、認証請求書は閲覧の対象とはなっていないとのことである。

そうすると、認証請求書に記載があることにより、条例第7条第2号の例外となるとは考えられない。

以上から、実施機関が条例第7条第2号に該当するとして部分開示決定を行った本件処分のうち「筆界未定に関する調書」の「処理内容」欄の立会日について開示すべきであるが、その余の部分については妥当である。

#### 4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成27年9月3日	○諮問（実施機関）
平成27年9月8日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年9月24日	○異議申立人からの意見書を受理
平成29年3月16日	○審議
平成29年4月25日	○審議
平成30年11月14日	○審議
平成31年2月12日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成31年2月18日	○実施機関からの資料を受理
平成31年3月6日	○審議
平成31年3月27日	○審議
令和元年5月14日	○審議
令和元年6月4日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 27 年 7 月 15 日	平成 21 年 9 月 25 日付地づ第 159 号認証書に記載される <u>21.8.6 岩市事第 870 号請求</u> について、請求書原本、 <u>適用法令名、地籍図、地籍簿</u> 、大字船戸字宮北原や字北原が大字山崎に重複したことが適正であることが判る公文書